

(様式第 5 号)

オフセット・クレジット (J-VER) 売買契約書

売出人北海道(以下「甲」という。)と買受人  
(以下「乙」という。)とは、環境省のオフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づくオフセット・クレジット (J-VER) の売買に関し、ここに契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(定義)

第 2 条 この契約に別段の定めのない限り、本契約において用いられる用語については、別記「定義集」に定めるとおりとする。

(オフセット・クレジット (J-VER) の売買)

第 3 条 甲は、次に掲げるオフセット・クレジット (J-VER) を、次に定める販売数量及び販売金額により乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

(1) 販売数量：オフセット・クレジット (J-VER)                  トン(t-co2)

(2) 販売金額：金    円  
(うち消費税及び地方消費税の額                          円)

(契約保証金)

第 4 条 契約保証金は、金                  円とする。

2 前項の契約保証金は第11条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

3 第 1 項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が次条第 1 項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第 1 項の契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、乙は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、甲に事前に申し出ることができる。この場合、甲は、同項の契約保証金を次条第 2 項の定めにより処理する。

5 甲は、乙が次条第 1 項に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(契約保証金は、免除する。)

(注) 契約保証金を免除する場合は、( ) 書きを使用する。

(代金の支払い)

第 5 条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までにその指定する場所において甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前条第 1 項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出て、かつ、第 3 条に定める売買代金から前条第 1 項に定める契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、同項の契約保証金を売買代金に充当する。

(注) 第 2 項は、契約保証金を徴収する場合に使用する。

(オフセット・クレジット (J-VER) の移転)

第6条 甲は、乙からの売買代金の支払いを確認後、第3条第1号に定める販売数量をJ-クレジット登録簿により、甲の保有口座から乙の指定する保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

2 乙は、甲の保有口座から乙の保有口座に移転されたオフセット・クレジット (J-VER) の無効化を速やかに行うものとし、口座移転の日以降2ヶ月以内にオフセット・クレジット (J-VER) の無効化通知書 (オフセット・クレジット (J-VER) 制度管理者が発行するものをいう。) の写しを、甲に提出するものとする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第7条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第8条 甲又は乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(遅延利息)

第9条 乙は、甲から納入通知書が送付されたときは、納入通知書に記載された期限内に滞りなく支払いをしなければならない。もし、その期限内に支払いを完了しないときは、甲は支払金額に対し、遅延日数1日につき年□□□パーセントの遅延利息を乙に請求することができる。

(注) 遅延利息の率は「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号)」第8条第1項に規定する支払遅延利息の率を使用する。

(契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者 (以下「暴力団等」という。) に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。

(3) 前各号の場合によるほか、乙が本契約に違反したとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は違約金として販売金額の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 乙によってオフセットされた商品 (サービス、イベント (会議)、自主活動) において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

(契約の費用)

第12条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 北 海 道

北海道知事

印

住 所  
乙 氏 名

印

## 別記「定義集」

### (1) オフセット・クレジット（J-VER）制度

カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VER）として認証・発行する制度で、環境省が平成20年11月から平成25年3月まで運営していた。環境省による認証基準に従い、オフセット・クレジット（J-VER）認証委員会が認証・発行を行った。

### (2) J-クレジット登録簿

オフセット・クレジット（J-VER）制度、国内クレジット制度及びJ-クレジット制度に基づき発行されるクレジットを管理し、その発行、保有、移転、償却及び無効化について、電子的に記録したもの。金銭価値を伴うクレジットを高いセキュリティの元で管理しつつ、取引の利便性を確保し、さらに、クレジットが複数のカーボン・オフセット等の取組に用いられることを防ぐ。

### (3) 保有口座

J-クレジット登録簿において、クレジットを保有するための口座。

### (4) 無効化

オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。

(様式第 5 号その 2 (一括購入))

## オフセット・クレジット (J-VER) 売買契約書

売出人北海道(以下「甲」という。)と買受人  
(以下「乙」という。)とは、環境省のオフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づくオフセ  
ット・クレジット (J-VER) の売買に関し、ここに契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

- 第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。  
2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(定義)

第 2 条 この契約に別段の定めのない限り、本契約において用いられる用語については、別記  
「定義集」に定めるとおりする。

(オフセット・クレジット (J-VER) の売買)

第 3 条 甲は、次に掲げるオフセット・クレジット (J-VER) を、次に定める販売数量及び販売  
金額により乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

(1) 販売数量：オフセット・クレジット (J-VER) トン(t-co2)

クレジット特定番号	クレジット認証番号
JP-***-***-***-***-*** ~ JP-***-***-***-***-***	*****

(2) 販売金額：金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

(契約保証金)

- 第 4 条 契約保証金は、金 円とする。  
2 前項の契約保証金は第 11 条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。  
3 第 1 項の契約保証金には、利息を付さない。  
4 甲は、乙が次条第 1 項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第 1 項の契約保証金を乙に  
還付するものとする。ただし、乙は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、  
甲に事前に申し出ることができる。この場合、甲は、同項の契約保証金を次条第 2 項の定め  
により処理する。  
5 甲は、乙が次条第 1 項に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金を甲に  
帰属させることができる。

(契約保証金は、免除する。)

(注) 契約保証金を免除する場合は、( ) 書きを使用する。

(代金の支払い)

第 5 条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までにその指定する  
場所において甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前条第 1 項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出  
て、かつ、第 3 条に定める売買代金から前条第 1 項に定める契約保証金の額を控除した額  
について、前項に定める義務を履行したときは、同項の契約保証金を売買代金に充当する。

(注) 第 2 項は、契約保証金を徴収する場合に使用する。

(オフセット・クレジット (J-VER) の移転)

第6条 甲は、乙からの売買代金の支払いを確認後、第3条第1号に定める販売数量をJ-クレジット登録簿により、甲の保有口座から乙の指定する保有口座へ移転するものとする。

2 乙は、乙の保有口座に移転されたオフセット・クレジット (J-VER) は、目的に応じた使用量分をその都度無効化できるものとし、無効化した日から2週間以内にオフセット・クレジット (J-VER) の無効化通知書 (オフセット・クレジット (J-VER) 制度管理者が発行するものをいう。) の写し及び残高結果を、甲に提出するものとする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第7条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第8条 甲又は乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(遅延利息)

第9条 乙は、甲から納入通知書が送付されたときは、納入通知書に記載された期限内に滞りなく支払いをしなければならない。もし、その期限内に支払いを完了しないときは、甲は支払金額に対し、遅延日数1日につき年□□□パーセントの遅延利息を乙に請求することができる。

(注) 遅延利息の率は「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号)」

第8条第1項に規定する支払遅延利息の率を使用する。

(契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者 (以下「暴力団等」という。) に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。

(3) 前各号の場合によるほか、乙が本契約に違反したとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は違約金として販売金額の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 乙によってオフセットされた商品 (サービス、イベント(会議)、自主活動) において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

(契約の費用)

第12条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 北 海 道

北海道知事

印

住 所  
乙 氏 名

印

## 別記「定義集」

### (1) オフセット・クレジット（J-VER）制度

カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VER）として認証・発行する制度で、環境省が平成20年11月から平成25年3月まで運営していた。環境省による認証基準に従い、オフセット・クレジット（J-VER）認証委員会が認証・発行を行った。

### (2) J-クレジット登録簿

オフセット・クレジット（J-VER）制度、国内クレジット制度及びJ-クレジット制度に基づき発行されるクレジットを管理し、その発行、保有、移転、償却及び無効化について、電子的に記録したもの。金銭価値を伴うクレジットを高いセキュリティの元で管理しつつ、取引の利便性を確保し、さらに、クレジットが複数のカーボン・オフセット等の取組に用いられることを防ぐ。

### (3) 保有口座

J-クレジット登録簿において、クレジットを保有するための口座。

### (4) 無効化

オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。



(様式第6号)

オフセット・クレジット (J-VER) 売買請書

1	売買オフセット・クレジット (J-VER) 数量	トン(t-co2)
2	売買オフセット・クレジット (J-VER) 代金 金	円
	(うち消費税及び地方消費税の額 金	円)

上記のオフセット・クレジット (J-VER) の買受けについて、次の条件で、お請けします。

第1条 売買代金を、北海道が発行する納入通知書により、その指定期限までに納入するものとする。

第2条 前条の納入期限までに買受代金を納入しない場合は、当該買受代金に対し、遅延日数1日につき年パーセントの遅延利息(その額が500円未満であるときは、これを切り捨てる。)を当該代金の延滞に係る違約金として支払いするものとする。

(注) 遅延利息の率は、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」第8条第1項に規定する支払遅延利息の率を使用する。

第3条 買受人の保有口座に移転されたオフセット・クレジット (J-VER) は、速やかに無効化を行うものとし、口座移転の日以降2ヶ月以内にオフセット・クレジット (J-VER) の無効化通知書(オフセット・クレジット (J-VER) 制度管理者が発行するものをいう。)の写しを、北海道に提出するものとする。

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても差し支えない。

(1) 買受人が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 買受人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から北海道が受けた場合。

(3) 前各号の場合によるほか、買受人が本契約に違反したとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合は、買受人は違約金として売買代金の10分の1に相当する金額を北海道に支払うものとする。

第5条 買受人によってオフセットされた商品(サービス、イベント(会議)、自主活動)において第三者に損害が生じた場合、買受人は自己の費用と責任において解決を図るものとする。

第6条 この請書に定めのない事項については、必要に応じ北海道と協議してこれを定めるものとする。

年 月 日

住 所  
買受人  
氏 名

印

北海道知事 (氏 名) 様

(様式第6号その2 (一括購入))

オフセット・クレジット (J-VER) 売買請書

1	売買オフセット・クレジット (J-VER) 数量	トン(t-co2)
	クレジット特定番号	クレジット認証番号
	JP-***-***-***-***-*** ~ JP-***-***-***-***-***	*****
2	売買オフセット・クレジット (J-VER) 代金 金	円
	(うち消費税及び地方消費税の額 金	円)

上記のオフセット・クレジット (J-VER) の買受けについて、次の条件で、お請けします。

第1条 売買代金を、北海道が発行する納入通知書により、その指定期限までに納入するものとする。

第2条 前条の納入期限までに買受代金を納入しない場合は、当該買受代金に対し、遅延日数1日につき年パーセントの遅延利息(その額が500円未満であるときは、これを切り捨てる。)を当該代金の延滞に係る違約金として支払いするものとする。

(注) 遅延利息の率は、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」第8条第1項に規定する支払遅延利息の率を使用する。

第3条 買受人の保有口座に移転されたオフセット・クレジット (J-VER) は、目的に応じた使用量分をその都度無効化できるものとし、無効化した日から2週間以内にオフセット・クレジット (J-VER) の無効化通知書(オフセット・クレジット (J-VER) 制度管理者が発行するものをいう。)の写し及び残高結果を、北海道に提出するものとする。

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても差し支えない。

- (1) 買受人が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 買受人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。
- (3) 前各号の場合によるほか、買受人が本契約に違反したとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合は、買受人は違約金として売買代金の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

第5条 買受人によってオフセットされた商品(サービス、イベント(会議)、自主活動)において第三者に損害が生じた場合、買受人は自己の費用と責任において解決を図るものとする。

第6条 この請書に定めのない事項については、必要に応じ北海道と協議してこれを定めるものとする。

令和 年 月 日

住 所  
買受人  
氏 名

印

北海道知事 (氏 名) 様